

平成 28 年 4 月 20 日

平成 28 年度における食品安全をテーマとしたリスクコミュニケーション等の取組について

消費者庁では、各地域の地方自治体等が、食品安全に関する講演会、説明会等のリスクコミュニケーションを主体的に実施する場合、消費者庁でその実施を支援することとし、その具体的な支援内容をとりまとめ、各自治体に通知しましたので、お知らせいたします。

本件に関する問合せ先
消費者庁消費者安全課
石川、石亀、大浦、野田、柳田
TEL : 03(3507)9280
FAX : 03(3507)9290
URL : <http://www.caa.go.jp>
Mail : g.anzenshoku@caa.go.jp

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 24 日

各都道府県・政令指定都市

消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長

平成 28 年度における食品安全をテーマとしたリスクコミュニケーション等の
取組について(お知らせとお願い)

各地方公共団体におかれましては、日ごろより食品に関する消費者の安全・安心
の確保のため、積極的な取組を進めておられますことに心から敬意を表します。

1 消費者庁のこれまでの取組

消費者庁では、「食品安全基本法」及び「消費者庁及び消費者委員会設置法」に
基づき、食品安全をテーマとしたリスクコミュニケーションに積極的に取組んでいます。

これまでも、関係府省や地方公共団体と連携し「食品中の放射性物質」について重
点的に取組んでいるほか、「いわゆる健康食品」、「食中毒」等、消費者の関心の高い
テーマについて、行政機関、有識者及び消費者の方々による双方向の意見交換を含
む説明会等を開催しています。(別紙「参考」参照)

2 平成 28 年度における当庁の協力・支援

- (1) 消費者庁では、消費者が正確な情報を得て食品に係るリスクの現状を理解し、自ら
の判断で主体的な消費行動を行うことが重要と考えます。このため、平成 28 年度も引
き続き、地方公共団体や消費者団体等が、食品安全に関するテーマについて、リスク
コミュニケーション等を実施する場合には、別表に記載のある協力・支援を行う予定で
すのでお知らせします。

(2) 各御担当におかれましては、次年度の業務計画策定の際に、リスクコミュニケーション等の開催を計画する際には、下表及び別紙の内容を参考に当庁との連携の可能性について御検討いただき、前広に御相談くださいますようお願いいたします。

また、都道府県、政令指定都市、特別区におかれましては、食品衛生部局等、食品安全に関するリスクコミュニケーションを担当する部局等が別にある場合には、本事務連絡の回付をよろしく申し上げます。

(表) 平成 28 年度における消費者庁の主な協力・支援内容

| | 当庁と共催の場合 | 当庁以外が主催の場合 |
|------|--|--------------------------------------|
| 講 師 | 講師への旅費及び諸謝金を、当庁の内規に従い一部又は全部負担(当庁の職員の派遣も可能) | 外部講師紹介 (当庁職員の派遣も可能) |
| 会場借料 | 一部(又は全部)の負担が可能 | — |
| その他 | テーマが「食品中の放射性物質」の場合には、「食品と放射能Q&A」の配布等 | テーマが「食品中の放射性物質」の場合には、「食品と放射能Q&A」の配布等 |

(注) 1 旅費及び諸謝金は、「平成 28 年度諸謝金の使用基準(各府省申し合わせ事項)」に従い算出した金額となります。

2 共催の場合の講師の人選は、当庁と協議してください。

3 当日の議題によっては、当庁の職員が講師を務めることもできます。

4 共催の相手方に対しては、金銭以外の応分の負担(例:会場手配、参加者募集事務、当日の運営等)をお願いする予定です。

5 開催日まで十分な時間が確保されない等の理由で、御希望に添えない場合も想定されます。御希望の日時等については、余裕を持って御相談願います。

本件に関する問い合わせ先

消費者庁 消費者安全課

石川、石亀、大浦、野田、柳田



TEL : 03(3507)9280(直通)

Mail to : g.anzenshoku@caa.go.jp

○ リスクコミュニケーションの開催形式、発生する作業内容等

別紙

開催地の意向や地域差、ニーズに応じたリスクコミュニケーションを実施します。この他の形式についてもご相談ください。

| 開催形式の例 | | 大会場形式 | 教室形式 | 小人数形式 |
|-----------|---------|---|---|---|
| 開催概要 | 開催イメージ |  |  |  |
| | 規模 | 100～200人程度 | 50～100人程度 | 25人以下 |
| | 参加対象 | 一般消費者を中心に広く募集 | ・一般消費者 ・消費者への波及効果が高い層（消費生活相談員、地方公共団体が有するモニター等、職員・関係者等）など | ・一般消費者 ・消費者への波及効果が高い層（消費生活相談員、地方公共団体が有するモニター等、職員・関係者等）など |
| 発生する作業内容等 | 開催の内容 | 有識者、専門家、行政担当者、消費者等がそれぞれの視点から報告を行い、現状や課題について意見交換・質疑応答を行う。 | 大会場形式の内容をやや小人数で行い、参加者の関心事項に応じて意見交換・質疑応答を行う。 | 有識者、行政担当者等が参加者と同じテーブルに付き、参加者全員の発言が可能となるような意見交換を行う。 |
| | 参加者の募集 | ・地方公共団体HPへの開催案内掲載 ・関係団体への周知 ・開催案内の配布 など | ・地方公共団体HPへの開催案内掲載 ・関係団体への周知 ・開催案内の配布 など | ・地方公共団体HPへの開催案内掲載 ・関係団体への周知 ・開催案内の配布 など |
| | 当日の会場運営 | 地方公共団体から1～2名 | 地方公共団体から1～2名 | 地方公共団体から1名 |
| | その他 | 講演いただく有識者、パネルディスカッションに登壇するパネリスト、コーディネーター等の候補紹介 | 講演いただく有識者、パネルディスカッションに登壇するパネリスト、コーディネーター等の候補紹介 | 参加いただく有識者、コーディネーター等の候補紹介 |

(参考①) 消費者庁が行うリスクコミュニケーション

食品安全基本法第21条第1項に基づく基本的事項に定義される、「リスクコミュニケーションの事務の調整」という観点から、消費者庁では、以下のテーマ等に関するリスクコミュニケーションを実施しています。

1 BSE／放射能／健康食品／輸入食品 等

| 主なテーマ | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 実績見込 |
|-------------|------|------|------|------|--------------|
| 食品中の放射性物質 | 45 | 175 | 99 | 99 | 100 |
| 牛海綿状脳症(BSE) | — | 2 | 2 | — | — |
| 健康食品 | 3 | — | 3 | 2 | 2 |
| 輸入食品 | — | 3 | — | — | — |
| 農薬 | — | — | — | 1 | 2 |
| 食中毒 | — | — | — | — | 4 |



2 このうち、食品中の放射性物質に関しては、風評被害の防止を目的とした「消費者理解増進チーム」の取組の一環として、取組みを強化している。

※ 「消費者理解増進チーム」

森大臣(消費者及び食品安全担当)が大臣就任時に安倍総理から受けた総理指示に基づき、平成25年1月から庁内に、審議官をチームリーダーとする「消費者理解増進チーム」が設置されている。
(構成員:審議官、消費者政策課長、消費者安全課長、消費者教育・地方協力課長ほか)

(参考②) 消費者庁の「食品と放射能」に関するリスクミ

■ 説明の重点

- ・ 放射性物質、放射線、放射能の基礎知識
- ・ 食品中の放射性物質の基準値
- ・ モニタリング検査の概要、検査結果の動向
- ・ 食卓への影響の実態

■ 消費者の主な関心事項

- ・ 基準値設定の根拠
- ・ 生産現場における低減対策
- ・ 検査体制の充実
- ・ 市場に流通している食品の安全性
- ・ 汚染水漏洩問題による水産物等への影響

■ 分かりやすい情報提供のためのツール

◎必要部数をご連絡頂ければ冊子を送付します！



解説冊子
「食品と放射能
Q&A」
23年5月～改訂第10版
約15万冊(約1千カ所)
※福島県内には基金
を活用し全戸配布(約
70万冊)



解説冊子
「食品と放射能
Q&Aミニ」
27年3月～改訂第2版
「食品と放射能Q&A」
を踏まえ、最新の情報
を盛り込み分かりやすい
内容としたパンフレット
を新たに配布。

リーフレット
「食べ物放射性物質
のはなし」
4省庁連携の3回シリーズ
でそれぞれポスター約2万
カ所分、リーフレット約92
万部を作成・配布



政府インターネットテレビ
「福島第一原子力発電所の
事故から2年～食品中の
放射性物質は今どうなっ
ているの?～」

放射性セシウムの基準値

| 食品群 | 基準値 (Bq/kg) |
|-------|-------------|
| 飲料水 | 10 |
| 牛乳 | 50 |
| 一般食品 | 100 |
| 乳児用食品 | 50 |



<本件に関する問い合わせ先> 消費者庁 消費者安全課 石川、石亀、大浦、野田
TEL : 03(3507)9280(直通) Mail to : g.anzenshoku@caa.go.jp